

マイナンバーカードの出張申請を「ご利用ください」

問 市民課(☎65-6511)

企業や地域団体等の会場に市職員が出向き、申請手続きを一括して行う「マイナンバーカード出張申請受付」を実施しています。

マイナンバーカードを市役所の窓口に行かずに行うことができますので、ぜひご利用ください。

なお、申請にはいくつか要件がありますので、詳しくは市ホームページまたは担当課までお問い合わせください。

対象団体

- 市内に事業所を置く企業
- 市内の地域団体等(自治会、地域づくり協議会、サークル等)

申込方法

団体内で概ね5人以上の申請希望者(市内に住所がある人)が見込まれる場合に、申込書に必要事項を記入し、メールまたはFAXで市民課までお申し込みください。

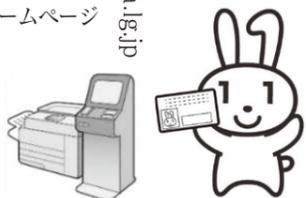
※申込書は市ホームページからダウンロードできます。

問合せ・申込先

市民課(本庁舎1階)
☎65-6511
FAX 65-25566
shimin@city.nagahama.lg.jp



▲市ホームページ



▲マイナンバーカードがあれば、コンビニのマルチコピー機で割当て住民票等が取れます。

マイナンバーカードの申請・交付を日曜日でも受付します

問 市民課(☎65-6511)

マイナンバーカードの申請・交付受付を、左記の日程で行います。

平日窓口に来られない人は、ぜひご利用ください。詳しくは担当課までお問い合わせください。

【日曜開庁日】(9時～12時)

○市民課

- 10月13日、27日、11月10日、24日、12月8日、22日
- 令和2年1月12日、26日、2月9日、23日、3月8日、29日

○北部振興局 福祉生活課

- 10月13日、11月10日、12月8日

- 令和2年1月12日、2月9日、3月8日、29日

※マイナンバーカードは、申請から交付まで約1か月程度かかります。早めに手続きしてください。

問合せ

市民課(本庁舎1階)
☎65-6511
北部振興局福祉生活課
☎82-5901

10月1日から年金生活者支援給付金制度がはじまります

問 彦根年金事務所 お客様相談室
(☎0749-231116)

公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです。

【対象となる人】
老齢基礎年金を受給している人

左記の要件をすべて満たしている必要があります。

- 65歳以上である
- 世帯員全員の住民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他の所得額の合計が87万9千3百円以下である

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

○前年の所得額が462万1千円以下である

【請求手続き】

- 平成31年4月1日以前から年金を受給している人
対象者には、日本年金機構から請求手続きの案内を9月上旬から順次送付しています。同封のながき(年金生活者支援給付金請求書を記入し提出してください)。
- 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた人
年金の請求手続きと併せて年金事務所または保険医療課で請求手続きをしてください。

不審な電話や案内にご注意ください。
日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めめることはありません。

問合せ・申込先

給付金専用ダイヤル ☎0570-0514092
彦根年金事務所お客様相談室 ☎0749-231116
保険医療課(本庁舎1階) ☎65-6516

ツキノワグマにご注意ください

問 農業振興課(☎65-6522)

冬眠前のツキノワグマの出没が多くなる季節になりました。次のことに気をつけましょう。

早朝、夕方のは控えましょう

ツキノワグマは、夕方、人里近くに出没し、夜間行動することが多いと言われています。夜間はできるだけ外出を控えるようにしてください。早朝や夕方は常に周囲に注意を払うよう心がけてください。

外出の際には鈴などを携帯しましょう

ツキノワグマは、本来臆病な動物で、通常は人間を避けて行動しますが、不意に出会うと攻撃してくることがあります。外出や農作業等の際には鈴やラジオなどをつけ、音で人がいることを知らせるとともに、できるだけ複数で行動してください。

生ごみや放置果樹・野菜を除去しましょう

ツキノワグマは、餌を求めて人里に出没することが多いため、人家付近に引き寄せないよう、家庭ごみや生ごみはケースに入れるなどして管理してください。また、収穫せず放置されている柿などの果樹や野菜は撤去してください。

しっかりと戸締りをしましょう

ツキノワグマが建物に侵入しないよう、住宅や事業所、空き家や納屋、物置などの戸は閉めてください。施錠ができれば、より安心です。

目撃情報をお寄せください

ツキノワグマを人里で目撃された場合は、最寄りの警察署または市役所まで情報提供をお願いします。

【お聞きする主な内容】

- 通報者の氏名、住所、連絡先
- 目撃した場所、時間、状況
- 目撃した数、大きさ、移動した方向、特徴など

長浜警察署 ☎62-0110
木之本警察署 ☎82-3021
農業振興課 ☎65-6522
北部農林振興事業所 ☎82-5902

クマ出没情報をメール配信しています。市のホームページから登録できますのでご利用ください。



▲登録はこちらから

令和2年4月1日までに「受動喫煙防止対策」が必要です

問 健康企画課(☎65-7779)

健康増進法の一部改正に伴い、法律で指定された第2種施設は原則屋内禁煙となります。対象となる施設の現状を確認し、適切な対応をお願いします。

第2種施設とは

自治会の集会所、事業所、工場、ホテル・旅館客室は法律の適用外で施設管理者の判断となります。(飲食店など)

法的対応

- 原則として屋内禁煙。
- 喫煙を行う場合は、喫煙専用室や指定たばこ(加熱式たばこ)専用喫煙室の設置が必要です。
- 既存店舗(令和2年4月1日時点で既に営業している店舗)のうち小規模飲食店については、要件を満たした場合、経過措置として喫煙が可能です。

※国から中小企業向けに「受動喫煙防止対策助成金」など支援制度が設けられています。(厚生労働省ホームページで確認できます)

屋外に喫煙場所を設置する場合の配慮事項

- 不特定多数の人が利用する共用スペースへの灰皿設置を避ける。
- たばこの煙が施設内に流れ込まないように、施設の入口付近への灰皿設置を避ける。

施設管理権限者の責務

施設管理権限者には法律で責務と罰則が定められています。

○喫煙禁止場所に喫煙器具や設備(灰皿等)を設置してはならない。

○喫煙場所を設けた場合、施設出入口および喫煙場所出入口に標識を掲示しなければならない。

○喫煙場所に20歳未満(従業員含む)を立ち入らせてはならない。

喫煙者の対応(加熱式たばこを含む)

受動喫煙対策はマナーからルールに変わり、喫煙者には「配慮義務」が課せられています。

○定められた喫煙場所で喫煙する。
○特に子どもや患者に対しては、たばこの煙を吸わせないよう配慮する。
※厚生労働省ホームページ「無くそう! 受動喫煙」でも確認できます。

問合せ先

健康企画課(ながはまウェルセンター)
☎65-7779



▲厚生労働省ホームページ